

【第3分科会】

介護福祉士養成学校存続に向けて ～養成校継続活動の展開～

講師 澤田 乃基（さわだ さきもと）氏

現在の職業

2008年 学校法人北斗文化学園北海道福祉教育専門学校 学校長 兼 副理事長
現在に至る

団体職

2021年 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 総務・政策委員会 委員
現在に至る

公 職

2005年 北海道 室蘭市保健福祉推進審議会 委員 現在に至る

2007年 北海道 室蘭市障害者支援区分認定等審査会 判定委員 現在に至る

2008年 北海道 室蘭市子ども子育て会議 会長 現在に至る

2021年 北海道社会福祉審議会 委員 現在に至る

2024年 在北海道ミャンマー連邦共和国 名誉領事 現在に至る

これからの養成校のあり方

～養成校とその教育に求められること（考察）～

2024年10月25日 於：山形テルサ

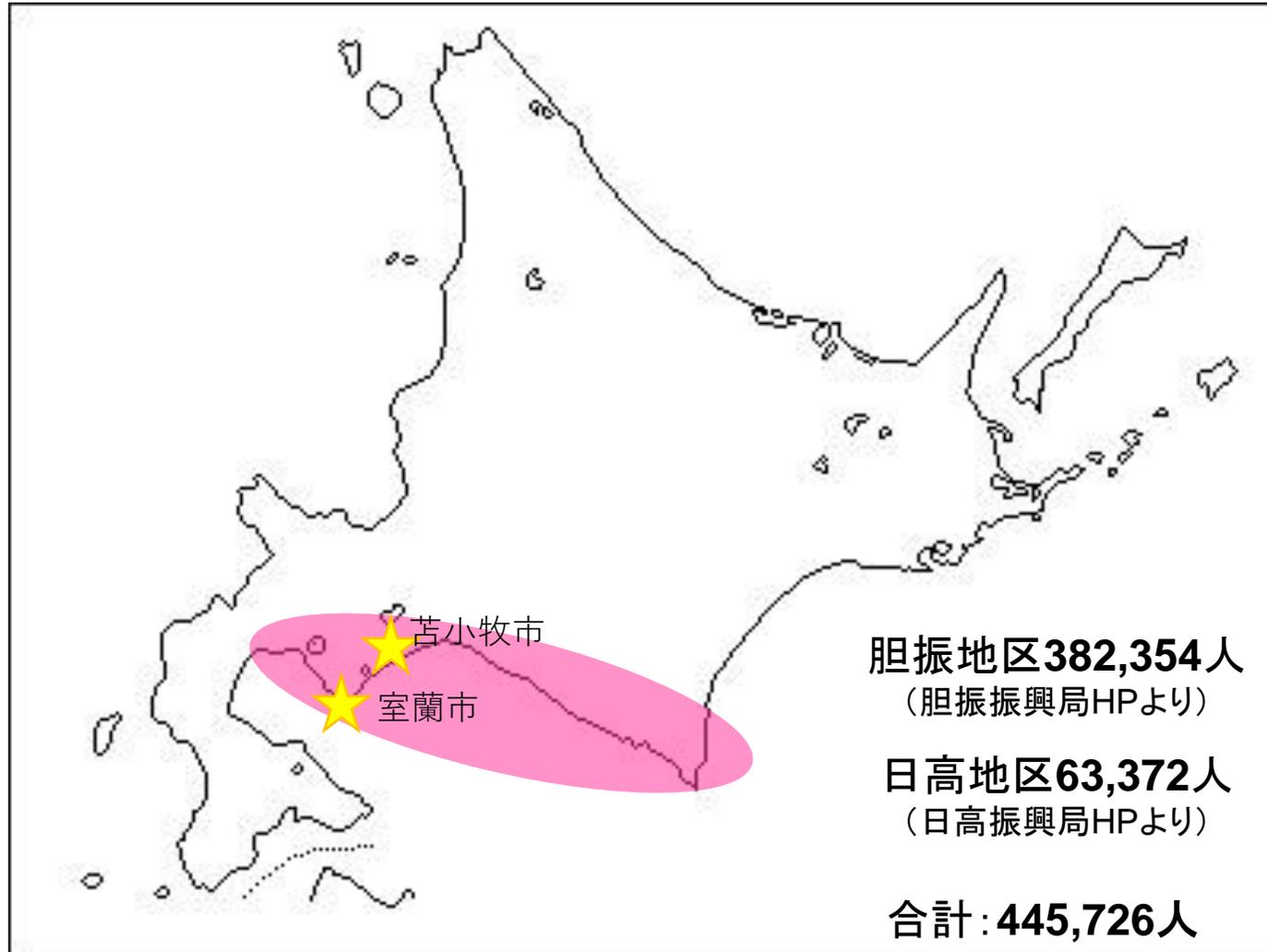
公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

総務・政策委員 澤田乃基

(学校法人北斗文化学園 北海道福祉教育専門学校 学校長)

本校の概要

北海道胆振・日高地区唯一の形態の学園



学校法人北斗文化学園設置校

令和2年度より法務省告示日本語教育機関開設



学校法人北斗文化学園のあゆみ

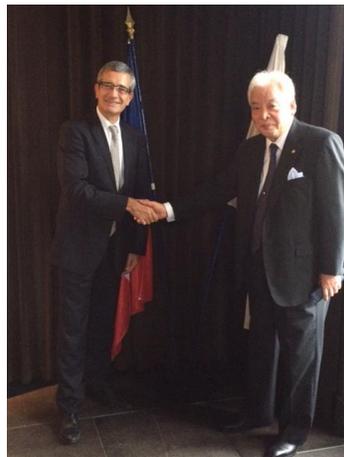
- 1941年 「室蘭文化洋裁女学院」開校
- 1956年 管内初の学校法人化
- 1963年 「すみれ文化幼稚園」開園
- 1966年 「室蘭文化学院」（一年制調理師科開設）改組
- 1967年 「リリー文化幼稚園」開園
- 1976年 「室蘭文化専門学校」（専修学校法施行による名称変更）
- **1992年 「北海道福祉衛生専門学校」開校（現・北海道福祉教育専門学校）**
- 1998年 フランス共和国との交流開始
- 2008年 北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校 開設（調理師学科より改組独立）
- **2020年 管内初の法務省告示日本語教育機関（日本語学校）開設**
- **2021年 学園創立80周年を迎える**

主な海外との学務提携の締結状況について

- ◎ 2004年4月 フランス共和国ニース国立ポール・オジエ観光調理専門学校と学務提携締結
- ◎ 2014年11月 台湾 高雄市 輔英科技大学と学務提携締結
- ◎ 2016年4月 ベトナム ハノイ HINOMARU ACADEMYと学務提携締結
- ◎ 2016年11月 ロシア サハリン・カレッジ・オブ・サービス専門学校と学務提携締結
- ◎ 2016年11月 モナコ公国モナコ・ヨットクラブ指定調理人材養成機関に指定を受ける
- ◎ 2018年11月 フランス共和国リヨン ポール・ボキューズ学院と学務提携締結
- ◎ 2019年1月 ミャンマー カヤー州 ツーリズム日本語学校と学務提携締結
- ◎ 2020年9月 台湾 台南市 敏恵護理管理専科学校と学務提携締結
- ◎ 2021年4月 モンゴル教育文化大学と学務提携締結



ベトナム ハノイ HINOMARU ACADEMY



フランス共和国リヨン ポール・ボキューズ学院



サハリン・カレッジ・オブ・サービス専門学校



台湾 敏恵護理管理専科学校

外国人専門職業人材養成の実施



自立支援介護福祉学科

専攻科日本語教育課程

調理師学科

☆道内の「介護」と「調理」の人材不足の解消に向けて外国人人材への専門職業教育を実施しています。

全国の養成校の推移と現状

養成施設数の推移

第3部

1 介護統計資料

1 | 養成施設・入学定員の推移

	昭和63(1988)年 4月	平成元(1989)年 4月	平成2(1990)年 4月	平成3(1991)年 4月	平成4(1992)年 4月	平成5(1993)年 4月	平成6(1994) 年4月
養成施設数	24	74	99	115	131	142	156
課程数	25	76	101	119	137	151	169
入学定員	1,238	3,657	4,807	5,727	6,688	7,826	9,152
	平成7(1995)年 4月	平成8(1996)年 4月	平成9(1997)年 4月	平成10(1998)年 4月	平成11(1999)年 4月	平成12(2000)年 4月	平成13(2001)年 4月
養成施設数	175	214	253	290	322	339	354
課程数	194	242	291	333	369	390	409
入学定員	10,793	13,936	17,056	19,706	21,676	22,886	24,069
	平成14(2002)年 4月	平成15(2003)年 4月	平成16(2004)年 4月	平成17(2005)年 4月	平成18(2006)年 4月	平成19(2007)年 4月	平成20(2008)年 4月
養成施設数	378	384	389	402	409	423	434
課程数	447	459	465	478	487	500	507
入学定員	25,699	26,122	26,366	26,810	27,105	26,678	25,407
	平成21(2009)年 4月	平成22(2010)年 4月	平成23(2011)年 4月	平成24(2012)年 4月	平成25(2013)年 4月	平成26(2014)年 4月	平成27(2015)年 4月
養成施設数	422	396	383	377	378	377	376
課程数	487	451	431	416	412	406	379
入学定員	22,761	20,892	19,908	19,157	18,861	18,041	17,769
	平成28(2016)年 4月	平成29(2017)年 4月	平成30(2018)年 4月	平成31(2019)年 4月	令和2(2020)年 4月	令和3(2021)年 4月	
養成施設数	377	372	365	361	336	320	
課程数	401	396	386	375	347	327	
入学定員	16,704	15,891	15,506	14,387	13,659	13,040	

介護福祉士養成施設協会30周年記念誌,94.

2 | 養成施設の定員充足率の推移

	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年
①定員(人)	26,855	26,095	25,407	22,761	20,842	19,858	19,157	18,861
②入学者数	19,289	16,696	11,638	12,548	15,771	13,757	12,730	13,090
うち新卒者等				9,877	11,800	11,042	9,853	10,427
うち聴職者訓練生等				2,671	3,971	2,715	2,877	2,663
うち外国人留学生								
③充足率(%) (②/①×100)	71.8	64	45.8	55.1	75.7	69.3	66.5	69.4
	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
①定員(人)	18,041	17,769	16,704	15,891	15,506	14,387	13,659	13,040
②入学者数	10,392	8,884	7,752	7,258	6,856	6,982	7,048	7,183
うち新卒者等	8,464	7,164	6,060	5,360	4,847	4,180	3,941	4,288
うち聴職者訓練生等	1,911	1,626	1,435	1,307	867	765	712	706
うち外国人留学生	17	94	257	591	1,142	2,037	2,395	2,189
③充足率(%) (②/①×100)	57.6	50.0	46.4	45.7	44.2	48.5	51.6	55.1

出所：平成18(2006)年～平成25(2013)年は厚生労働省
入学者数の該当数値が不明の場合は空欄としている。

介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生
(平成 27 年度から令和 元 年度)

年度 (平成、令和)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度
養成施設数 (課程)	404	401	396	386	375
入学定員数 (人)	17,769	16,704	15,891	15,506	14,387
入学者数 (人)	8,884	7,752	7,258	6,856	6,982
うち新卒者等	7,164	6,060	5,360	4,847	4,180
うち離職者訓練受入数	1,626	1,435	1,307	867	765
うち外国人留学生数 (人・国数)	94 (9)	257 (15)	591 (16)	1,142 (20)	2,037 (26)
定員充足率 (%) [全体]	50.0	46.4	45.7	44.2	48.5

(注)養成課程数は募集停止校を含む。

外国人留学生の主な出身国

※平成 27 年度：ベトナム 39 人、中国 27 人、ネパール 15 人、ほか 6 か国から 13 人

※平成 28 年度：ベトナム 114 人、中国 53 人、ネパール 35 人、フィリピン 28 人、ほか 11 か国から 27 人

※平成 29 年度：ベトナム 364 人、中国 74 人、ネパール 40 人、フィリピン 35 人、韓国 23 人、ほか 11 か国から 55 人

※平成 30 年度：ベトナム 542 人、中国 167 人、ネパール 95 人、インドネシア 70 人、フィリピン 68 人、スリランカ 47 人、
ミャンマー 34 人、インド 33 人、韓国 31 人、モンゴル 19 人、カンボジア 12 人、ほか 9 か国から 24 人

※令和元年度：ベトナム 1,047 人、中国 212 人、ネパール 203 人、フィリピン 163 人、インドネシア 106 人、
ミャンマー 99 人、スリランカ 95 人、韓国 28 人、モンゴル 18 人、ほか 17 か国から 66 人

(上記は日本介護福祉士養成施設協会調査による回答校の集計値)

介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生

(令和2年度から令和6年度)

年度(平成、令和)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養成施設数(課程)	347	327	314	296	279
入学定員数(人)	13,659	13,040	12,467	12,089	11,139
入学者数(人)	7,048	7,183	6,802	6,197	6,546
うち新卒者等	3,941	4,288	4,296	3,930	3,084
うち離職者訓練受入数	712	706	626	465	408
うち外国人留学生数(人・国数)	2,395(20)	2,189(28)	1,880(22)	1,802(25)	3,054(20)
定員充足率(%)〔全体〕	51.6	55.1	54.6	51.3	58.8

(注)養成課程数は募集停止校を含む。

外国人留学生の主な出身国

※令和2年度：ベトナム 1,015人、ネパール 304人、中国 285人、フィリピン 274人、インドネシア 153人、ミャンマー110人、スリランカ 93人、ブータン 42人、モンゴル 29人、バングラデシュ 22人、ほか10か国から 68人

※令和3年度：ベトナム 750人、ネパール 620人、中国 254人、フィリピン 187人、インドネシア 133人、ミャンマー75人、タイ 41人、スリランカ 24人、バングラデシュ 24人、モンゴル 22人、ほか18か国から 59人

※令和4年度：ベトナム 629人、ネパール 383人、中国 255人、ミャンマー165人、フィリピン 129人、インドネシア 112人、タイ 75人、スリランカ 37人、バングラデシュ 25人、モンゴル 21人、ほか12か国から 49人

※令和5年度：ベトナム 430人、ネパール 367人、ミャンマー318人、中国 213人、インドネシア 207人、フィリピン 85人、タイ 57人、バングラデシュ 31人、スリランカ 29人、モンゴル 24人、ほか15か国から 41人

※令和6年度：ネパール1,311人、ミャンマー533人、ベトナム 431人、中国 223人、インドネシア 205人、スリランカ 115人、フィリピン 95人、バングラデシュ 63人、タイ 16人、台湾 12人、韓国 12人、ほか9か国から 38人

(上記は日本介護福祉士養成施設協会調査による回答校の集計値)

広報から養成校教育に何を求めるか？

前 提

介護福祉士養成校が入学する対象となるべき「ターゲット層」である18歳人口から魅力の無い職種に就業する入口の学校となっている。

現在の養成校に求められるもの

- はじめに養成校から発信する「コンテンツ」があり、「広報」があるので、外に向かって発信できる「コンテンツ」を検討し直すことが求められている。
- 自校には、入学ターゲットに訴求力のある「魅力的なコンテンツ」があるだろうか？

★現在、養成校は理事者、管理者だけでなく、教職員全体で自校の現状を批判的に検証する必要がある時期にある。

※ここでは、「広報」の発信ツール、技術等について、あえて取り扱いません。

養成校の発信すべきコンテンツの創出

- 定員充足に満たない辛い現状をしっかりと自覚して自校の広報活動のあり方を再検討するが、どうすれば良いのか？

「高校回りの営業（高校進路部訪問）」、「進学相談会への参加」、
「オープンキャンパス開催」、「小中高校の社会見学の受け入れ」、
「地域交流」 etc.

★これらの見直しだけで、良いのだろうか？

★社会に適合する学校の特色を創出する養成校全体の取り組みが求められる。

どうすれば「コンテンツ」を創出できるか？

- 卒業生が働く実社会（介護保険業界）の理解

⇒定期的に改定される「介護保険報酬」の理解と適合。

⇒国の政策への理解と適合（医療と介護の一体化への適合）。

★実社会（介護保険業界）に適合する養成校教育について検討する。

★社会に受容される「コンテンツ」を創るために実社会と養成校について検討すると・・・

養成校が実社会に与える影響

養成校の実態を考察してその影響を検討

【考察】養成校と介護福祉施設（就職先）との関係

閉鎖的社會に生きる養成校教職員の意識の壁↓

経営環境の変化

- ・少子化（大学全入）
- ・介護職離れ（不人気な進学先）
- ・国際化（外国人介護福祉士教育）

教育内容の変化

- ・介護現場の現状への対応（例：医療的ケア等）

教育成果の変化

- ・アウトカムを意識した教育の実施？（例：介護保険報酬の変化に対応する知識・技術）

養成校
（介護福祉士養成校）

卒業生

介護福祉士

介護福祉施設
（就職先）

経営環境の変化

- ・定期的な介護保険の変化（報酬等）

介護サービスの 変化

- ・提供されるサービスの質と内容

介護サービスを提供する者の 変化

- ・質と生産性の向上
- ・外国人介護福祉士

養成校・学校教職員の責任↓

養成校の提供した教育の成果に基づいた介護サービスとアウトカムの質

教員の意識改革、資質向上によって学生（卒業生）の成業率は向上すると考える。

介護福祉士が勤務する先の経営環境の変化

国の政策である「介護におけるアウトカムの指標の強化」と「医療と介護の一体化」

財務省「財政制度等審議会」における「介護のアウトカム」

介護におけるアウトカム指標の強化

資料Ⅳ-3-16

- 介護保険法では、要介護者が、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」、介護サービスを行うとされているが、現在の介護報酬は要介護度が進むにつれて報酬が高くなる一方、自立支援・重度化防止に係る取組への評価が不十分。
- 例えば、ケアマネジメントでは、要介護3・4・5の基本報酬（約13,980円/月）が要支援1・2（約4,380円/月）の3.2倍となっているが、実際の利用者1人当たり1か月間の労働投入時間で見ると、要介護3（114.8分）は要支援1（89.2分）の1.3倍程度に過ぎない。さらに、特定事業所加算の要件に「要介護3・4・5の利用者の割合が4割以上」が含まれるなど、要介護3・4・5への評価が手厚い。
- また、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）は、自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を推進するものであるが、現状はアウトカム指標の割合が小さく、要介護認定率の改善等の成果に結び付いていないと言いがたい。
- 介護保険法の趣旨に照らして、自立度や要介護度の維持・改善など、アウトカム指標を重視した枠組みとすることが重要。

◆介護保険法（抜粋）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

◆ケアマネジメントの基本報酬と労働投入時間

報酬	438単位/月	1,076単位/月	1,398単位/月				
時間	89.2分	89.6分	112.3分	107.0分	114.8分	123.2分	121.5分

（出所）厚生労働省「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業 報告書」（2023年3月）

◆ケアマネジメントの特定事業所加算（Ⅰ）（505単位）の要件（抜粋）

- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。
- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置。
- **利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が4割以上。**

◆東京都における要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進の事例

介護報酬上のADL（日常生活動作）維持等加算を算定した事業所に対して、東京都が報奨金を支給。

- ①基礎分 → ADL維持等加算算定：20万円
- ②加算分 → 要介護度の維持の場合：+10万円
要介護度の改善の場合：+20万円

（出所）東京都HP

◆インセンティブ交付金の評価指標の項目数と配点（2023年度、市町村分）

	2023年度	
	推進交付金	支援交付金
項目数	227	95
うちアウトカム指標	8 (3.5%)	8 (8.4%)
配点	1,355	830
うちアウトカム指標	300 (22.1%)	300 (36.1%)

◆評価指標の例（2023年度、市町村分）

- 介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか。（←「実施」の基準を明確化すべき）
- 在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催している。（←定量的な目標を設定すべき）

【考察】

国は、今後、都道府県を通じ介護保険者である地方自治体へインセンティブ交付金を使用して、「介護におけるアウトカム」を一層求める方向。

【考察】

国は、介護保険事業者には、自立度、要介護度の維持・改善などの「提供する介護サービスの成果」を求める方向。

【考察】

国は、この時期（2024年からの介護保険報酬改定の前年）に「介護保険法」第一条の条文を示し、「法の精神に自立支援を当初から求めていた」ことを示すことで、今後の介護保険報酬改定では、加算算定などの報奨金の支給により、「提供する介護サービスの成果」を求める方向であることを強調していると考えられる。

令和6年度「診療報酬改定」における「医療従事者」としての介護福祉士

令和6年度診療報酬改定 I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組-①

賃上げに向けた評価の新設②

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設【施設基準】

【施設基準の概要】

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
- (2) 主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。）が勤務していること。対象職員は下に示す職員であり、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれない。

主として医療に従事する職員（対象職員）

薬剤師	言語聴覚士	臨床工学技士	はり師、きゆう師
保健師	義肢装具士	管理栄養士	柔道整復師
助産師	歯科衛生士	栄養士	公認心理師
看護師	歯科技工士	精神保健福祉士	診療情報管理士
准看護師	歯科業務補助者	社会福祉士	医師事務作業補助者
看護補助者	診療放射線技師	<u>介護福祉士</u>	その他医療に従事する職員
理学療法士	診療エックス線技師	保育士	（医師及び歯科医師を除く。）
作業療法士	臨床検査技師	救急救命士	
視能訓練士	衛生検査技師	あん摩マッサージ指圧師、	

- (3) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実施しなければならない。
- (4) (3)について、当該評価料は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に用いること。ただし、ベア等を行った保険医療機関において、患者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の支給額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合であって、賞与等の手当によって賃金の改善を行った場合又は令和6年度及び令和7年度において翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合（令和8年12月までに賃金の改善措置を行う場合に限る。）についてはこの限りではない。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行うこと。なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならない。
- (5) 令和6年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して2.5%以上引き上げ、令和7年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して4.5%以上引き上げた場合については、40歳未満の勤務医及び勤務歯科医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実績に含めることができること。
- (6) 「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」を作成し、定期的に地方厚生(支)局長に報告すること。

広報で発信する養成校の持つ「コンテンツ」

【考察】

どのように養成校のコンテンツを創るべきか

- 養成校がある地域社会と在校生のつながり

⇒提供する「教育」の質の向上と社会に開かれたキャンパス

- 卒業生が働く実社会とのつながり

⇒カリキュラム上の「介護実習」以外における実社会の接点

★これらを意識して、各養成校毎の特色や個性を活かしたコンテンツの創造

【例示】本校の就職先の臨床を意識した実社会との接点 ①

地域交流サロンを通じた地域社会との交流



歌と踊りによるショー



浴衣とアオザイのファッションショー



地域住民(高齢者)と学生の歓談

「地域交流サロン」を定期開催し、学生の接遇などの臨床能力を向上させると同時に、高齢者の生きがいや楽しみの創出の一助となり養成校を「社会資源」として認識をして頂く。



広報で発信することのできる「コンテンツ」

【例示】本校の就職先の臨床を意識した実社会との接点 ～「自立支援介護」（科学的介護）による成果を意識した人材養成～

②

学校法人北斗文化学園
北海道福祉教育専門学校



北海道福祉教育専門学校



室蘭民報
2021年3月18日 夕刊



室蘭民報 2021年12月29日 朝刊

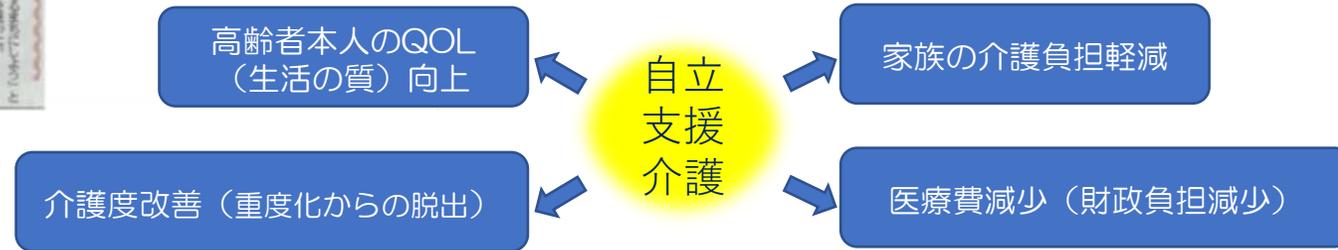
「北海道内外に誇る
先端治療」として報道。

【3月】
北海道福祉教育専門学校は、主権した「認知症あんしん生活実践塾いぶり」で熟生7人が認知症患者に対する適切な水分摂取や運動の在り方を学び半年間ケアを行った結果、患者7人に

発症していた29症状の8割が消失する成果を示した。医師で日本自立支援介護・パワースタッフ会の竹内孝仁会長は「症状の消失は認知症が治ったこと」と成果を喜んだ。

本校が地域の高齢者に「自立支援介護」に基づくサービスを提供した結果、「認知症状8割改善」の実績が報道されています。1年間の継続で10割改善。

自立支援介護の成果

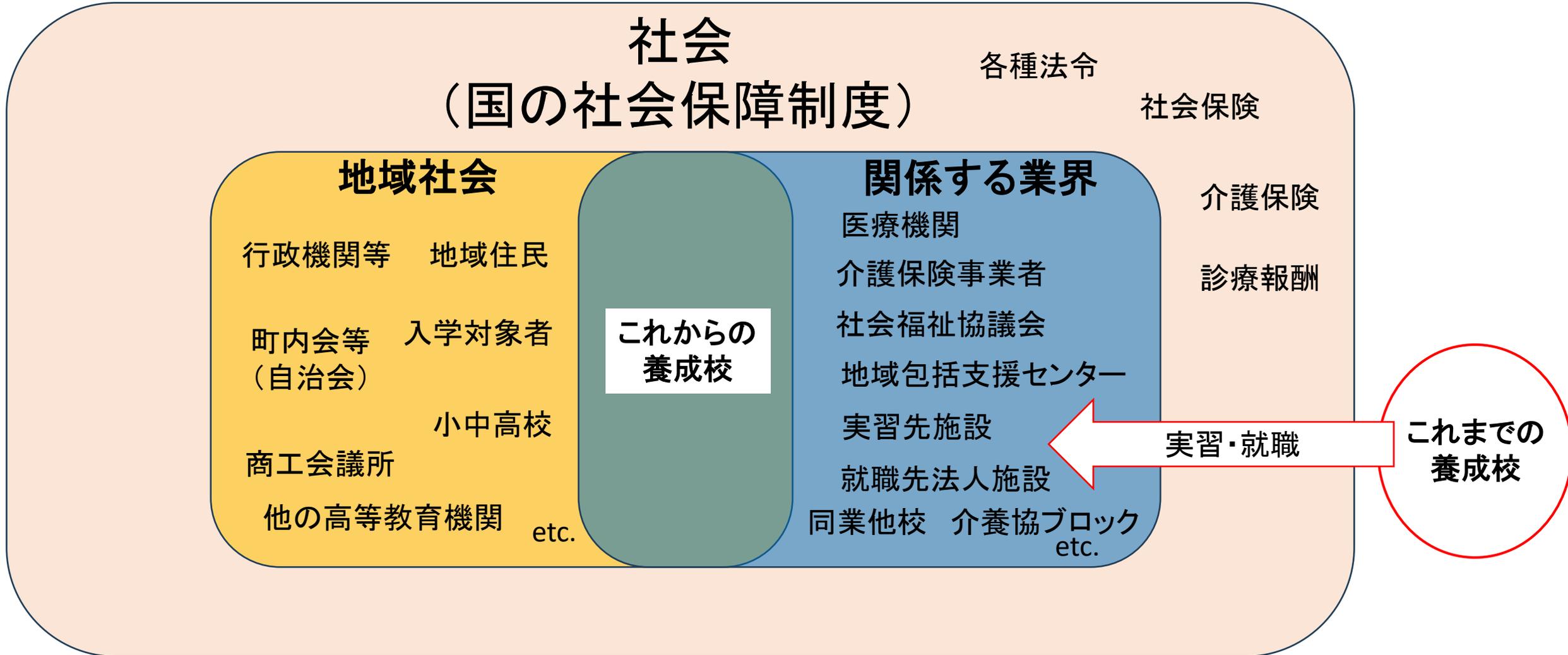


自立支援介護の技術を学ぶ実習授業の風景



本校の学生（留学生）と自立支援介護の理論に基づく運動をする「元認知症患者」

養成校と社会のつながり概念図



これまでとは異なり、養成校は一層、社会とのつながりを持ち、社会資源として、いかに社会に貢献できるかが重要となるのでは？

介護福祉士上位資格創設の件

第一次「あり方検討会」の刊行した報告書における「(仮称)管理介護福祉士」資格養成教育のあり方図

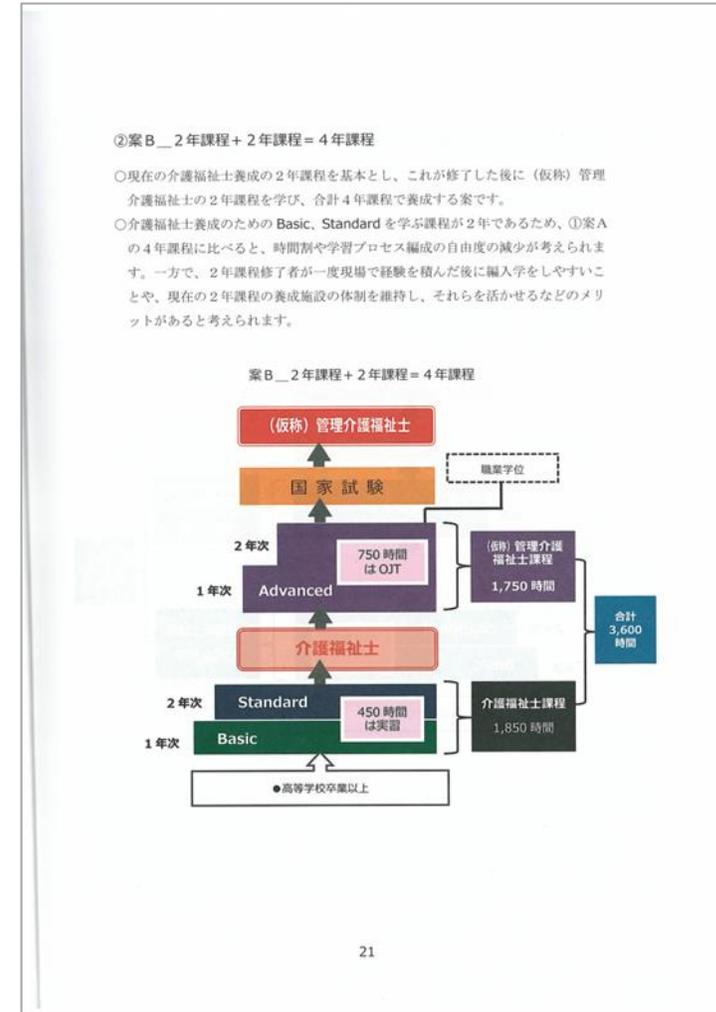
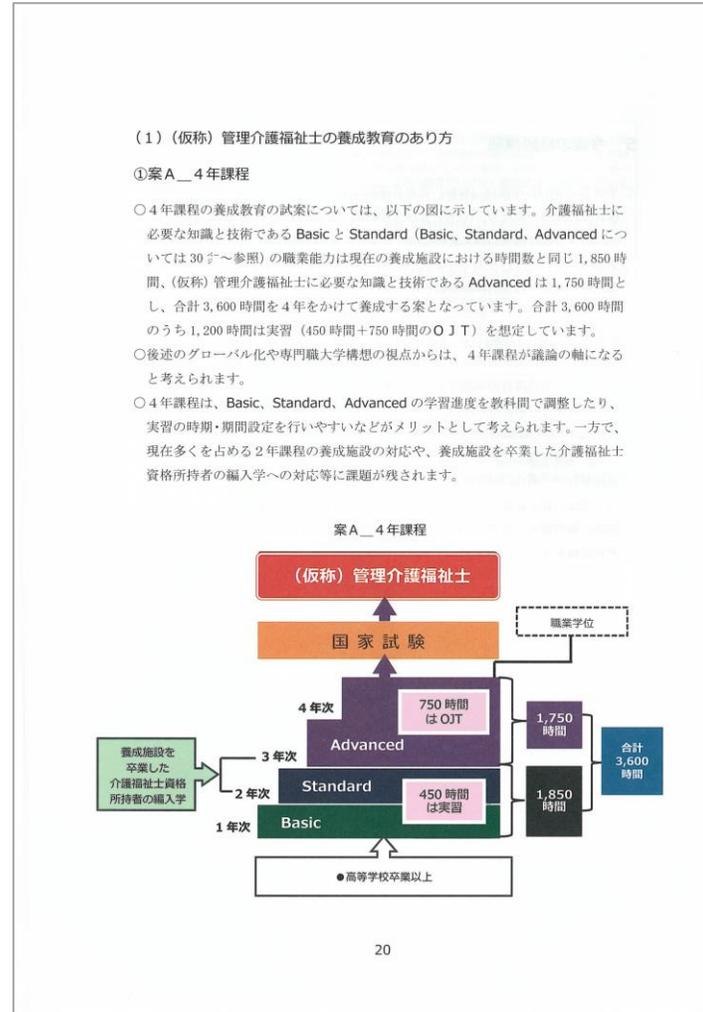
**今後の介護福祉士養成教育と
養成施設のあり方について**

職業能力に基づく養成教育とより高度な介護福祉士資格の創設

平成27(2015)年3月

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会
今後の介護福祉士養成教育と養成施設のあり方に関する検討会

合計3冊報告書が発行



『今後の介護福祉士養成教育と養成施設のあり方について』平成27年3月 (公社) 日本介護福祉士養成施設協会 発行, 20-21.

★地域包括ケアシステムの推進、多職種連携、医療と介護の一体化に対応する高度な専門職の養成を目指した上位の新たな国家資格創設を検討

ご清聴ありがとうございました。